**受託研究契約及び出願等のフロー（発明の例）**＊甲：青山学院、乙：相手方、丙：青山学院研究担当者（＊覚書では、甲が青山学院研究担当者、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丙が青山学院と記載）

出願までに乙と丙が協議の上、覚書を締結。

　加えて知的財産の取扱い及び出願に関する契約を締結し、特許権の帰属及び実施に関する取り決めを行う。

①甲・乙・丙間で、成果物の発生後特許出願前に、ⅰ)～ⅲ)について協議＊1＊2

ⅰ)　特許出願する発明の特定

ⅱ)　発明者の特定

　　（受託の場合、原則として丙）

ⅲ)　権利帰属等についての協議

②上記協議の結果、

ア　当該特許を受ける権利が丙と乙の共有となる場合

イ　当該特許を受ける権利が甲と乙の共有となる場合

ウ　単独発明として、特許を受ける権利がいずれか一方にのみ帰属する場合

＊3

**特許出願及び実施・特許権の利用**

左記アの場合

受託研究の実施 → 成果としての発明

甲・乙　受託研究契約締結

出願までに甲と乙が協議の上、覚書を締結。

　加えて知的財産の取扱い及び出願に関する契約を締結し、特許権の帰属及び実施等に関する取り決めを行う

左記イの場合

特許権の帰属及び実施に関する契約を締結し、特許を受ける権利を有する者が単独で特許出願する。

左記ウの場合

＊１　受託研究契約書14条1項

＊２　そのほか、ノウハウの特定・成果物の公表等に関する協議も行う

＊３　青山学院では、在籍する研究者がなした発明は、研究者個人に特許を受ける権利が帰属することとなっている。また、②の協議の結果、特許出願をしない又は実施をしないと定めることもできる。